（母体保護法施行規則の一部改正）

第十五条　母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第三十条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第三十条**　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第三十一条　第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第三十一条**　第二十九条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第三十二条　第二十九条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第三十二条**　第二十九条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

別記様式第十二号㈠及び別記様式第十三号㈠中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正）

第十六条　未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第二十二条　前条第一項及び第三項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第二十二条**　前条第一項及び第三項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第二十三条　第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第二十三条**　第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式
（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクにはり付ける書面）
第二十四条　第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。	**第二十四条**　第二十一条第一項及び第三項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第十七条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。